

計画作成年度	平成 25 年度
計画更新年度	令和 4 年度（4 期目）
計画主体	三種町

三種町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名	三種町 農林課 林務係
所在地	三種町鶴川字岩谷子8番地
電話番号	0185-85-4827
FAX番号	0185-85-4844
メールアドレス	nourin@town.mitane.akita.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	・カラス類（ハシブトガラス・ハシボソガラス） ・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・アナグマ ・アライグマ・ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	秋田県山本郡三種町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス類	メロン・スイカ	30千円	0.10ha
アナグマ	メロン・スイカ	950千円	9.25ha
ツキノワグマ	リンゴ・モモ・スモモ	30千円	0.10ha
イノシシ	ジャガイモ・サツマ イモ・ジネンジョ	10千円	0.10ha
ニホンジカ	水稻		
ハクビシン	ブドウ		

(2) 被害の傾向

○カラス類

町内一円で被害が発生しており、毎年4月から8月にかけて、八竜地区のメロン畠で、三種町鳥獣被害実施隊による駆除及び追い払いを行っているがメロン・スイカ等の食害、ビニール破損などの被害がある。

○ツキノワグマ

中山間地域の集落付近だけでなく、琴丘・山本地区において、毎年3月から12月にかけて出没の目撃情報が多く、リンゴ・モモ・スモモ等果樹の食害がある。

○イノシシ

琴丘・山本地区において毎年3月から12月にかけて、出没の情報が寄せられ、畑畦の破壊やジャガイモ・サツマイモ・ジネンジョ等の食害がある。

○ニホンジカ

町内一円において毎年3月から12月にかけて、出没の情報が寄せられ、6月頃に田植え直後の水稻等の食害がある。

○アナグマ

町内一円で被害が発生しており、最近は6月から7月にかけて、八竜地区でメロン・スイカ等の食害がある。

○ハクビシン

町内一円において通年で、出没の情報が寄せられ、ブドウ等の食害及び家屋等への侵入がある。

(3) 被害の軽減目標 (10% の軽減を目標)

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
カラス類(メロン・スイカ等)	0.10ha 30千円	0.09ha 27千円
アナグマ (メロン・スイカ等)	9.20ha 950千円	8.28ha 860千円
ツキノワグマ (リンゴ・モモ・スモモ等)	0.10ha 30千円	0.09ha 27千円
イノシシ (ジャガイモ・サツマイモ ジネンジョ等)	0.10ha 10千円	0.09ha 9千円
ニホンジカ(水稻等)	—	—
アライグマ	—	—
ハクビシン(ブドウ等)	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	1. 銃器による捕獲(カラス類) 2. 箱ワナ及び銃器による捕獲 (ツキノワグマ) 3. くくりワナ及び銃器による 捕獲(イノシシ・ニホンジカ)	1. 有害鳥獣捕獲許可のもと、銃器による捕獲を行ってきたが、被害が減っておらず、取組の強化が求められている。 2. 目撃情報があった際には、看板の設置、防災行政無線による注意喚起を行い、学校及び通学路周辺の場合には、児童、生徒の安全確保のため教育機関等への周知を行っている。 また、時期に、かかわらず出没情報があった場合には、町広報により注意喚起に努めている。 現状では有害鳥獣捕獲許可のもと箱ワナ及び銃器による捕獲を行ってきたが、人家近くに出没する個体が後を絶たず、取組の強化が求められている。 3. 捕獲機材の導入として、令和4年度にくくりワナを30器、購

		入しており、現在、捕獲に活用している状況であるが、イノシシの被害件数に対して設置件数・捕獲実績が少ないとから、くくりワナに対する知識・技術の経験・習熟・向上が求められている。
防護柵の設置等に関する取組	令和3年3月12日付けて告示（第6号）した「三種町有害鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱」に基づき、農作物の被害防止のための電気柵設置費に対して要綱に規定した補助金を交付している。	令和4年度中にアナグマ等による農作物被害が急増したことから、被害防止対策を継続していく必要がある。
生息環境管理その他の取組	緩衝帯の予定地が、町有地の場合は草刈りを実施するなどで、緩衝帯の設置を検討する。	特になし。

（5）今後の取組方針

三種町における主な農作物被害は、ツキノワグマによるリンゴ等果樹の食害、イノシシによる根菜類の食害、また、カラス類・アナグマによるメロン等への食害である。

今後も、カラス類には銃器による捕獲を行って対処する方針。

アナグマ等には電気柵での侵入防止で対処する方針。

また、ツキノワグマが人家の周辺で目撲された時、又は農作物等の被害が確認された場合等は、主に箱ワナを仕掛けて捕獲する方針。

さらに近年は、イノシシ・ニホンジカの目撲等の情報も寄せられている状況であるため、くくりワナでの捕獲を実施する方針。

これまでの被害防止対策を踏まえた被害防止計画を策定するに当たり、被害軽減目標を、カラス類・ツキノワグマにおいては令和4年度の被害金額及び被害面積から、それぞれ10%減少を目標設定とする。

イノシシ・ニホンジカについては、今後被害拡大が予想されるため、次とのおり対策を強化する。

- ・研修会等の開催。（被害防止対策取組意識の向上）

- ・捕獲の担い手の育成。

- ・農作物の適正管理の普及啓発及び周知。

- ・捕獲機材（箱ワナ・くくりワナ等）の情報収集・導入・更新。

今後はより効果的な防止対策を実施するため、有害鳥獣を寄せ付けないための環境整備、地域懇談会や現地研修会を行い啓発に努めていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成26年度に「三種町鳥獣被害対策実施隊」（以下「実施隊」という。）を設立し、巡回やワナ設置等を行っている。

実施隊は、町職員及び三種町獵友会会員で構成し、町職員は町長が指名、三種町獵友会会員は町長が任命、主として対象鳥獣の捕獲に従事する者は対象鳥獣捕獲員として町長が指名する。

ツキノワグマの捕獲は箱ワナを用いた方法、イノシシ・ニホンジカの捕獲は、くくりワナを用いた方法を主としているが、緊急性が高く、かつ実施隊員を含め人的被害が想定される場合には、地形等を含め安全性を最優先としたうえでライフル銃を所持し、捕獲に努めるものとする。

また、ハクビシン対策として小動物捕獲用の箱ワナ5器を用意しており、住民に貸し出して捕獲に努めている。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5～7年度	カラス類	<p>被害防止機材（ネット等）導入の検討を行うとともに、追い払い等を行っても被害が多発する地域で捕獲が必要と判断された場合は、実施隊が連携して銃器による捕獲を実施する。</p> <p>また、三種町獵友会と連携し地域住民を対象に被害防止の対策についての普及啓発に努め、被害軽減を図る。</p>
令和5～7年度	ツキノワグマ	<p>捕獲機材（箱ワナ等）の導入・更新を進めるとともに、被害が多発する地域で捕獲が必要と判断された場合は、地域住民と連携して、箱ワナを設置し捕獲する。</p> <p>また、地域住民を対象に狩猟免許取得を促進し、捕獲のための担い手確保・育成を図る。</p>
令和5～7年度	イノシシ・ニホンジカ	<p>捕獲機材（くくりワナ等）の導入・更新を進めるとともに、被害が多発する地域で捕獲が必要と判断された場合は、地域住民と連携して、くくりワナを設置し捕獲する。</p> <p>また、地域住民を対象に狩猟免許取得を促進し、捕獲のための担い手確保・育成を図る。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○カラス類

平成25年の調査により、町内には、約6,300羽のカラス類が生息すると推計され、現在も、ほぼ同数の生息数で推移していると見込まれる。

また、町内一円で被害が発生しており、メロン等や果樹の食害、ビニール等の破損等を防止するため、今後は実施隊が必要に応じて捕獲を実施する。

○ツキノワグマ

農作物等の被害が多発した場合や人的被害が予想される場合は、関係各所と連携を取りながら、「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ツキノワグマ）」に基づく捕獲を実施する。

○イノシシ

人的被害・農作物被害防止を図るために関係各所と連携を取りながら、「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次イノシシ）」に基づく捕獲を実施する。

○ニホンジカ

人的被害・農作物被害防止を図るために関係各所と連携を取りながら、「秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第2次ニホンジカ）」に基づく捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
カラス類	300羽	300羽	300羽
ツキノワグマ	秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲数。		
イノシシ	定めない。		
ニホンジカ	定めない。		

捕獲等の取組内容

○カラス類

現在、実施隊が中心となり、被害防止活動等を行っている。

被害防止対策を講じても農作物等の被害の軽減・防止が出来ない場合には、実施隊が銃器による捕獲を必要に応じて実施する。

○ツキノワグマ

現在、実施隊が中心となり、被害防止活動等を行っている。

被害防止対策を講じても農作物等の被害の軽減・防止が出来ない場合には、実施隊が、箱ワナ及び銃器による捕獲を必要に応じて実施する。

○イノシシ

現在、実施隊が中心となり、被害防止活動等を行っている。

被害防止対策を講じても農作物等の被害の軽減・防止が出来ない場合には、実施隊が、くくりワナ及び銃器による捕獲を必要に応じて実施する。

○ニホンジカ

現在、実施隊が中心となり、被害防止活動等を行っている。

被害防止対策を講じても農作物等の被害の軽減・防止が出来ない場合には、実施隊が、くくりワナ及び銃器による捕獲を必要に応じて実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

箱ワナ・くくりワナや銃器を使用した有害鳥獣の捕獲を実施しているが、ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカの捕獲に関しては、実施隊員を含めた地域住民の人的被害防止を最優先としており、それを考慮した場合、殺傷力の高いライフル銃が必要となる。

ライフル銃の使用にあたっては、その能力を考慮した安全確認を徹底する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三種町	ツキノワグマ（人への被害を防止する目的で捕獲を行うもの）・カラス類・ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン アライグマ	町内における農作物・林産物等（果樹を含む）及びその周辺（被害防止に必要と判断する箇所）に対して、所有者及び耕作者等へ電気柵の設置を促す。 (1, 000m)	町内における農作物・林産物等（果樹を含む）及びその周辺（被害防止に必要と判断する箇所）に対して、所有者及び耕作者等へ電気柵の設置を促す。 (1, 000m)	町内における農作物・林産物等（果樹を含む）及びその周辺（被害防止に必要と判断する箇所）に対して、所有者及び耕作者等へ電気柵の設置を促す。 (1, 000m)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ アナグマ ハクビシン アライグマ	町が維持・管理する侵入防止柵が、ないため、特になし。	町が維持・管理する侵入防止柵が、ないため、特になし。	町が維持・管理する侵入防止柵が、ないため、特になし。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	カラス類 アナグマ ハクビシン アライグマ	<p>毎年3月中旬に開催しているJA秋田やまもとメロン部会栽培研修会時を活用し、町の方針の説明及び電気柵設置補助金に対する周知及び被害縮小に対する意識の共有を図る。</p> <p>また、研修会等で現状等を聞き取り、集落等の現状に合わせた専門家からの技術指導の実施や防止資材の情報提供などを検討する。</p>
令和5～7年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	<p>目撃情報等の集中している地域に対し、研修会を開催し、町の方針の説明及び電気柵設置補助金に対する周知及び被害縮小に対する意識の共有を図る。</p> <p>また、野菜・果実の収穫の徹底を図るなどの対象鳥獣を寄せ付けない体制づくりを行う。</p> <p>さらに、被害のある集落等とは猟友会員等の減少・高齢化による被害防止体制存続の危機意識を共有し、資格取得に対する補助を行うなど、即時に対応できるよう資格所有者の増加を目指す。</p> <p>そして、被害、目撃等の情報によりマップを作成し、現状の把握の後、ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカの出没の温床になりえる耕作放棄地を無くすような啓蒙活動や市街地等への接近を減らすための体制づくりを行う。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
三種町	状況の把握及び住民・学校機関等への周知及び注意喚起、関係団体との連絡調整に関する事項。 鳥獣の捕獲許可に関する事項。
三種町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲及び処理に関する事項。
能代警察署	住民生活の安全を守る立場から、住民の安全確保・避難誘導を行う。 銃器等の使用に関する指導・監督を行う。 目撃情報、人身被害等に関する情報提供及び有害鳥獣捕獲対策に関する提言・助言を行う。
秋田県山本地域振興局 農林部森づくり推進課 農業振興普及課	鳥獣の捕獲許可及び指導に関する事項。

(2) 緊急時の連絡体制

(別添1) のとおり。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

「秋田県有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領」に基づき、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食 品	特になし。
ペットフード	特になし。
皮 革	特になし。
そ の 他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	特になし。

(2) 処理加工施設の取組

特になし。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組
特になし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三種町有害鳥獣被害防止連絡協議会
構成機関の名称	役割
能代警察署	被害状況の情報提供、有害鳥獣捕獲の協力に関すること。
三種町	関係団体との連絡調整に関すること。 鳥獣の捕獲許可に関すること。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
秋田県山本地域振興局 農林部森づくり推進課 農業振興普及課	狩猟免許取得の推進。 鳥獣の捕獲許可及び指導に関すること。 鳥獣害対策の助言。
三種町教育委員会	小中学校等への周知及び注意喚起に関するこ と。
三種町福祉課	保育園等への周知及び注意喚起に関するこ と。
三種町鳥獣被害対策実施 隊	有害鳥獣の捕獲及び処理に関するこ と。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- 実施隊は、三種町の職員及び三種町獵友会の会員 50 名以内で構成する。
- 実施隊員数：44名。
- 実施隊の取組状況
 - ・カラスについては、必要に応じた効率的な駆除及び追い払いの実施。
 - ・ツキノワグマについては目撃情報に基づき、人的被害防止・農作物被害の未然防止に即応した、箱ワナ設置並びに市街地付近での巡回を実施。
 - ・イノシシ・ニホンジカについては目撃情報に基づき、人的被害防止・農作物被害の未然防止に即応した、くくりワナ設置並びに設置箇所周辺の巡回を実施。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

ツキノワグマが市街地等に出没した場合は、令和2年12月に制定された（別添2）「三種町ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル」を基本として対処すること。

さらに、隣接する市町村との情報交換を行い、効果的な被害対策および捕獲方法について検討する。

なお、被害防止計画は必要に応じて、内容の見直し・変更を行うものとする。

また、アライグマについては、令和4年8月に近隣の大潟村において箱ワナで捕獲された事や、山本郡管内の八峰町でも捕獲している事から、三種町内にも侵入・繁殖する可能性があるため動向を注意する。